

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村は、福島県の中通り南部、阿武隈山系の西側斜面に位置し、丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地まで、変化に富み豊かな資源を有する地域である。

総人口は、昭和55年以降増加傾向に推移し、平成12年にピークを迎えたが、以降減少傾向で推移し令和2年には6,392人となった。昭和55年以降、年少人口、生産年齢人口は緩やかな減少傾向にあるが、老年人口は増加傾向にあり、さらに、一定の人口規模を持つ団塊世代の一部が老年人口となるため、今後急激な高齢化率の増加が見込まれる。構成比は年少人口12.5%、生産年齢人口55.8%、老年人口31.7%という状況となっている。

産業構造は第1次産業13.9%、第2次産業39.7%、第3次産業44.7%となっており、全国の産業構成と比較すると第1次産業の割合が高く、第2次産業の割合が低いことが特徴である。なお、約40%が製造業に就業している。

また、首都圏域から200km圏内に位置しており、福島空港が所在し、あぶくま高原道路が東西に、国道118号、JR水郡線が南北に走り、近接する東北新幹線、東北自動車道により、交通の利便性に優れた交通ネットワークが形成されている。

こうした立地状況の中、玉川工業団地に立地している3社をはじめ村内各地に24事業所が立地し、輸送用機械器具製造業が従業員数、製造品出荷額等において大半を占めるが、電子機械関連産業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、繊維工業など多種多様な業種の企業が操業している。過去10年間のピーク時と比較すると、震災等の影響もあり製造品出荷額等は約40%減少し、従業員数は約15%減少している。

また、中小企業者の労働生産性は伸び悩み、所有している設備も老朽化が進み、雇用の不安定化や、少子高齢化の影響による加速度的な自然減による人口減少の進行も予想される。このため、働き場所の確保や労働力不足などが懸念され、地域経済や村民生活に不安が生じている状況である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上、継続した生産活動を維持し、安心して働ける環境づくりに努め、活力ある村づくりを目指す。これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

本村の地勢や産業、地域資源等の優位性を活かし、中核的産業を担う立地企業へ先端設備等の導入を促すことにより、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本村の産業は、輸送用機械器具製造業が大半を占めるが、電子機械関連産業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、繊維工業など多岐にわたり、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業を広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本村の産業は、玉川工業団地をはじめ、平坦部、山間部と広域に立地し、これら全ての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、村内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本村の産業は、輸送用機械器具製造業が大半を占めるが、電子機械関連産業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、繊維工業など多岐にわたり、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業を広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、新商品の開発、新規事業の開拓、生産能力の増大など、安定した雇用の確保及び地域産業の活性化を図るため、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5年 7月 6日 ～ 令和 7年 7月 5日の2年間

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。